

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年岩手県規則第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申立て)</p> <p>第25条 条例第18条第1項の規定に基づき審査を申し立てようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審査申立書」という。）正副2通を審査会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 災害を受けた者の氏名、<u>住所及び生年月日</u>並びに災害発生時の職名及び所属部局名</p> <p>(2) 審査申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、<u>住所及び生年月日</u>並びに災害を受けた職員との続柄又は関係</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(審査の申立て)</p> <p>第25条 条例第18条第1項の規定に基づき審査を申し立てようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審査申立書」という。）正副2通を審査会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 災害を受けた者の氏名<u>及び住所又は居所</u>並びに災害発生時の職名及び所属部局名</p> <p>(2) 審査申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名<u>及び住所又は居所</u>並びに災害を受けた職員との続柄又は関係</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にされた県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）の規定による公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に係る審査の申立てについては、この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第25条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。